

# ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

## 事業の概要

ひとり親家庭の母や父が就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給し、修業する期間中の生活の負担軽減を図ります。  
また、養成機関への入学時における負担を軽減するため、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

## 給付金の対象となる方

かすみがうら市内に居住するひとり親家庭の母、または父で、次のすべての要件を満たす方

- 20歳未満のお子さんを扶養している方
- 児童扶養手当の支給を受けている、または児童扶養手当の支給水準にある方
- 養成機関において1年以上の教育課程（カリキュラム）を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 経済的な事情により、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 求職支援制度における職業訓練受講給付費や雇用保険法第24条に規定する訓練延長給付のほか、職業促進給付金と趣旨を同じくする給付金などを受けていない方
- 過去に訓練促進給付金を受けていない方
- 市税などを滞納していない方

## 対象資格

1. 看護師（准看護師）
2. 介護福祉士
3. 保育士
4. 理学療法士
5. 作業療法士
6. 歯科衛生士
7. 美容師
8. 社会福祉士
9. 製菓衛生師
10. 調理師
11. その他市長が認める資格



## 支給対象期間

修業する期間（上限4年）

- 支給対象期間は、取得する資格によって異なります。
- 資格を取得するために4年課程が必要となる場合は、支給対象期間は4年になります。

## 申請手続き

修学の内容や支給要件などを確認するため、入学前に必ず事前相談が必要です。  
相談日時など事前に調整してください。

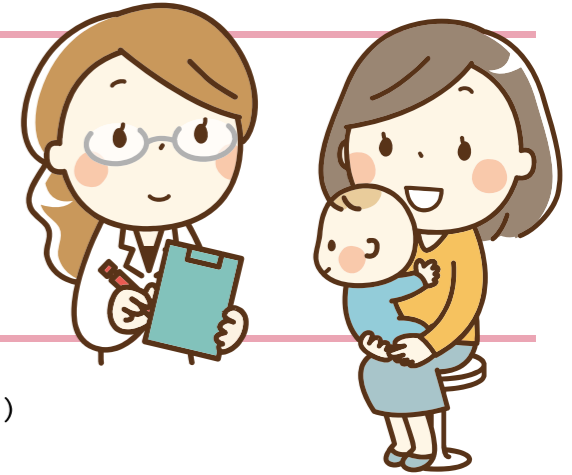


詳しくはホームページをご覧ください。

# 母子・父子自立支援プログラム策定事業のご案内

## 制度の概要

茨城県では、ひとり親家庭が抱えている就業が子育て・生活に関する課題やニーズに応じて、さまざまな支援メニューを組み合わせたプログラムを提案し、就業・自立や生活の安定を支援します。



## 対象者

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父又は母  
(生活保護を受給している方は、本事業の対象となりません。)

## 支援メニュー

個々の生活や子育て等の状況に応じて、自立・就職等の支援を行います。

- 就業支援
  - 給付金（高等職業訓練給付金等）の案内・支給
  - 専門の機関（ハローワーク等）との連携
- 子育て・生活支援
  - 子育て担当課との調整、保育所入所に関する相談
  - 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣
- 養育費確保支援
  - 母子・父子福祉センター等の相談機関の紹介
  - リーフレット等の配布
- 経済的支援
  - 母子・父子寡婦福祉資金貸付金などの案内
  - 母子・父子自立支援プログラム策定を行っている方への住宅支援資金の貸付  
【家賃貸付月額4万円×12ヶ月】  
※母子・父子自立支援プログラムで定めた就職先に、1年間継続して勤務した場合、返還が免除されます。

## 支援の流れ

専門のプログラム策定員が、相談を受付後、相談内容に応じたプログラムを策定し、必要な情報の提供やアドバイスを行います。  
また、ハローワークなどの関係機関とともに、就業や生活に関して総合的に支援します。

## かすみがうら市にお住まいの方の問い合わせ先

母子・父子自立支援プログラム策定事業  
茨城県県南県民センター 県民福祉課 地域福祉課

〒300-0051  
土浦市真鍋5-17-26  
TEL：029-825-2035

住宅支援資金貸付事業  
茨城県母子寡婦福祉連合会

〒310-0065  
水戸市八幡町1-52（母子・父子福祉センター）  
TEL：029-221-8497



詳しくはホームページをご覧ください。

母子・父子自立支援プログラム策定事業のご案内

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業